

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年3月29日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	エリア放射線モニタリング設備改造工事使用前事業者検査(木項)要領書において、検査手順書のパネル名称等に誤記(9箇所)が認められたため、誤記訂正後検査を再開及び関係者に周知	
2	1号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品(親綱)が認められたため、当該物品を回収及び対応検討	
3	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)において、異音・振動が認められたため、当該ポンプを点検・修理	
4	3号機	廃棄物処理建屋地階の樹脂移送配管(RW-69)において、エルボ部の溶接部よりリーク(1滴/2秒程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
5	4号機	電気油圧式制御装置室換気空調系温度調整器(TC-76-360)の点検時、制御空気のリークによる動作不良が認められたため、当該装置を修理	
6	5号機	原子炉格納容器酸素濃度記録計(O2RS-70-071)において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
7	6号機	電離箱式放射線測定器(ICW-173)の測定開始前点検において、測定不能が認められたため、当該測定器を修理	
8	6号機	電気品室換気空調系冷却装置(B)において、圧縮機(2)の動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	
9	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器(A)の排出弁(AO-F409A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	原子炉再循環系MGセット(B)冷却器の漏えい検出器において、結露水のブロー後も漏えい表示が復帰しないため、当該漏えい検出器及び表示回路を点検	
11	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の補機冷却海水系第2淡水注入元弁(AO-V33A)において、グラウンド部に水のにじみが認められたため、グラウンド部を点検・調整	
12	6号機	低圧炉心スプレイ系注入弁(E21-F005)のグラウンドリークオフ隔離弁(E21-F005-L)において、弁棒に曲がり方が認められたため、弁棒を修理	
13	6号機	原子炉再循環ポンプ(B)モータ冷却器の冷却水出口弁(V-P42-F083B)において、フランジ部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
14	6号機	試料採取系原子炉建屋サンプリングラックにおいて、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口サンプリング2次弁(SP-RB6-V-2)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
15	6号機	試料採取系原子炉建屋サンプリングラックにおいて、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器出口サンプリング2次弁(SP-RB5-V-2)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
 電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで